

公立大学法人滋賀県立大学寄附講座等に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 110 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 23 条の 3 第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学が設置する滋賀県立大学（以下「本学」という。）における寄附講座および寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の設置運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の自主性および主体性の下に、本学における教育研究の進展および充実に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、その経費が寄附金をもって支弁されるものをいう。
- (2) 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、その経費が寄附金をもって支弁されるものをいう。
- (3) 部局 大学付属施設、学部、全学共通教育推進機構および研究科をいう。
- (4) 部局長 前号の部局の長をいう。

(名称)

第 4 条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出のあった場合は、寄附者が明らかとなる字句を前項の名称に付することができる。

(設置の申請)

第 5 条 部局長は、寄附講座等の設置に係る寄附の申込みがあり、この申込みが本学の教育研究の進展および充実に有益であると認めた場合は、部局の教授会またはそれに代わる機関の議を経て、その設置を理事長に申請しなければならない。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 寄附申込書（別紙様式第 1 号）
- (2) 寄附講座等の概要（別紙様式第 2 号）

(設置の決定)

第 6 条 理事長は、前条の申請があつた場合は、当該寄附講座等の設置を決定することができる。

(設置の通知および報告)

第7条 理事長は、寄附講座等の設置を決定した場合は、その旨を速やかに部局長に通知するとともに、経営協議会および教育研究評議会に報告しなければならない。

(存続期間)

第8条 寄附講座等の存続期間は、原則として3年以上5年以下とする。

- 2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。
- 3 寄附講座等の内容に大きな変更を加える場合およびその存続期間を更新する場合の手続は、設置の例に準じる。

(寄附講座等の構成等)

第9条 寄附講座等は、少なくとも教授または准教授1人以上で構成する。

- 2 寄附講座等には、教授または准教授に代えて客員教員を置くことができる。
- 3 寄附講座等には、講師、助教または助手を置くことができる。
- 4 寄附講座等を担当する教員の選考は、本学専任教員の選考基準および選考方法に準じて行うものとする。

(寄附講座等を担当する教員の職務)

第10条 寄附講座等を担当する教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業または研究指導を担当することができる。

(経費の受入れ)

- 第11条 寄附講座等における教育研究の実施に伴う経費は、その寄附講座等が存続する期間に必要な経費の総額を一括して寄附受け入れすることを原則とする。ただし、継続して寄附受け入れすることが確実であるときは、年度毎に必要な経費を分割して受け入れることができる。
- 2 前項の寄附講座等の教育研究の実施に伴う経費は、公立大学法人滋賀県立大学寄附金規程に定めるところにより寄附金として受け入れるものとする。

(成果の報告)

第12条 部局長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、理事長に報告するものとする。

(特許等の取扱い)

第13条 寄附講座等を担当する教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、特に定めがある場合を除き、公立大学法人滋賀県立大学教員の発明等に関する規程の定めるところによる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の運営について必要な事項は、各部局長が定める。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

寄 附 申 込 書

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学
理事長 様

寄附者

下記のとおり寄附講座等の設置に係る経費等の寄附を申し込みます。

記

- 1 寄附講座等名
- 2 設置目的
- 3 設置部局
- 4 寄附講座等の設置期間
- 5 寄附講座等の運営経費等
(例) 寄附講座等の運営に必要な一切の経費(教員の給与、研究費、旅費、研究設備等)を寄附金により負担するものとする。
- 6 寄附金額
総額 円
- 7 研究者の指定等

(別紙様式第2号)

寄 附 講 座 等 の 概 要

- 1 部局名
- 2 寄附講座等の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額
- 6 寄附の時期および期間
- 7 寄附金の使途
- 8 担当教員名および職名
- 9 寄附講座等の教育研究領域の概要（必要に応じてカリキュラムを記載する。）
- 10 現有組織の構成および寄附受入の必要性